

真岡市地域福祉推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域住民と真岡市社会福祉協議会等をつなぎ、住民主体による福祉の推進を図ることを目的として、地域福祉推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(設置基準)

第2条 推進員は、1区あたり1名程度を置く。

(任期等)

第3条 推進員は、当該区の区長の推薦により会長が委嘱する。

2 推進員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員は、再任を妨げない。

(業務)

第4条 推進員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地区の福祉の推進に関すること。
- (2) 福祉についての知識の普及啓発に関すること。
- (3) 地域福祉活動計画の推進に関すること。
- (4) その他会長が必要とすること。

(サービス)

第5条 推進員は、活動するに当たっては、地域住民の人格及び意向を尊重しなければならない。

2 推進員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。